

平成29年度第3回島根県生徒指導審議会

日 時 平成30年1月17日(水)
15:00～17:00
場 所 県分庁舎2F 教育委員室

●事務局

ただいまより、平成29年度第3回島根県生徒指導審議会を開催いたします。

本日は御多忙のところ、当審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございました。私は、本日の司会進行を務めます教育指導課の高畑です。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会についてですが、議事1については、公開で行います。議事2については、意見交換の内容が個人情報に及ぶことも想定できますので、事務局が行う資料説明までを公開として開催させていただきます。

それでは、島根県教育委員会を代表しまして、教育監が挨拶を行います。

●教育監

委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございました。この回も、今年度は第3回目でございます。これまで過去2回におきまして、県のいじめ防止基本方針の改訂に向けて大所高所から貴重な御意見を頂戴いたしております。改めて感謝申し上げます。

本日は、お手元のレジュメにございますように、この改訂に向けての修正案を御審議いただくということと、平成28年度の生徒指導上の諸課題についての意見交換を予定しております。

大変限られた時間でございますが、委員の皆様方におかれましては、御忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、教育委員会事務局を代表しての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

それでは、配付資料の確認をお願いします。

資料1「島根県いじめ防止基本方針」改訂案(新旧比較表)。資料2の平成28年度生徒指導上の諸課題の現状について、資料3の平成29年度生徒指導関連事業。乱丁等がありましたら、お知らせください。

それから、本日の日程ですが、次第にありますとおり、終了予定を17時としており

ます。

次に、委員の出席について御報告します。本日の出席者につきましては、名簿にありますとおり、10名の委員のうち、8名の委員に出席いただいております。したがって、島根県生徒指導審議会規則第5条第2項により、半数以上の委員が出席されておりますので、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

続きまして、新委員に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

●委員

高い席からの御挨拶で大変申しわけありません。

委員に選ばれておきながら、前回、欠席させていただき、大変失礼なことをしておりますが、本日は出席させていただきましたので、少しでも一緒に考えることができたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

次に、本日の議事についてですが、次第にありますように2つの審議をお願いしたいと思います。一つは前回に引き続き、「島根県いじめ防止基本方針」の改訂です。前回、12月12日に開催した第2回生徒指導審議会においても、委員の皆さんからたくさん意見をいただきました。その後、会長と打ち合わせを行い、修正案として資料1のとおり取りまとめました。

本日は、資料1の右側に記載しております赤字の修正案について御審議いただきたいと思っております。

もう一つは、平成28年度生徒指導上の諸課題の現状についてです。資料2・3を説明させていただいた後、御意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、今後の進行につきまして、島根県生徒指導審議会規則第5条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

●会長

皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願い致します。限られた時間ですので、早速議事に入りたいと思っております。

資料1については、事務局から説明がありましたように、これまでもう何度も見ていただいた県のいじめ防止基本方針の改訂案ということで、前回の審議を受けて、事

事務局と私で協議を行い、赤字のようにさせていただいたところです。

事務局からは、確認のための説明はないと思いますので、お気づきの点があればということで、承りたいと思っております。いかがでしょうか。概ね、皆さんの意見を反映させていただいたと思っております。

●委員

適切に修正が加えられて、全般的にはよいと思いました。2点だけ気の付いた点があります。

1点目は、1ページの目次のところですが、この目次のところはほとんど体言止めなのですが、3カ所だけ体言止めではないところがあって、意図的ではないのでしたら体言止めにしたほうがよいのではないかと思います。

具体的には、第2章の大きな2の「子どもを見守る環境を整える」を「の整備」に、第2章の3「いじめを未然に防ぐ」を「いじめの未然防止」に、4の「いじめに対処する」を「いじめへの対処」に、以上、3カ所を体言止めにしてはどうかと思います。

それから、3ページの「はじめに」の、下から6行目ですが、以下「県の基本方針」というところ。ここは「」が交錯していて、わかりづらいので、「県の基本方針」の「」は、『』にしたほうがよいのではないかと思います。

それから、「以下」の後には、読点をつけるのが通例かなと思います。以下、「県の・・・」、以下の後です。

その、2行上にも、以下「法」というものがありますが、同様に以下の後に読点を入れた方がいいのではないかと思います。以上です。

●会長

再び、また読み直していただきましてありがとうございました。先ほどの、まず1ページの目次の体言止めの話ですが、前回も少しだけ話題になっていて、逆に前は、大きな第2章の3番が、「・・・防ぐ」、と文章的なものにするというように考えたわけですが、今、発言していただいたように、全体に他のところが体言止めになっているということもあり、またここを文章にしたところでそんなに大きな意味があるとも思えないので、全体に体言止めに揃えるという提案をしたいと思います。

そうしましたら、第2章の大きな2番を「子どもを見守る環境の整備」に。それから大きな3番を「いじめの未然防止」。大きな4番を「いじめへの対処」にするということによろしいかと思います。

それから本文の「はじめに」ですが、下から11行目、「県は、県が行ういじめの防止等のための対策を、市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者との連携のもと、総合的かつ効果的に推進するために、いじめの防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき」、その次ですが、「島根県いじめの防止基本方針～しまねの子どもの絆づくりをめざして～、までとしてここまでを括弧で閉じます。そこまでがタイトルです。その後（以下「県の基本方針」という。）となります。それが正しい書き方ではないかと思います。で、これを策定することとした。となります。

もう一つの意見として、以下の後に点を打つ、打たないの話は、事務局で調整していただければと思います。

細かいところまで、読んでいただきましてありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。そういったところも含めて。

●委員

11ページの一番上、「民生委員」という単語がありますが、前回、「民生児童委員」とか「主任児童委員」とか、いろいろな単語が出ましたが、ここは、これにするということでしょうか。

●事務局

「民生委員」と言ったほうが、「民生児童委員」や「主任児童委員も含んでおり、幅広く受け止められるという考えで、「民生委員」とさせていただきます。

●会長

ほかにいかがでしょうか。

●委員

12ページの（5）「学校におけるいじめの防止等への取組の点検」のところの2つ目の段落ですが、「また、教育委員会は、学校評価において、県立学校がその目的を踏まえ・・・」とあって、その後、「児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て・・・」とあります。

「県立学校」という言葉と「児童生徒」とが、さてどうかなと。12ページの上には「公立学校」という言葉があります。下には、「市町村立学校」という言葉もあつたりして、この学校の名称というのでしょうか、公立学校は、私立学校に対しての公立学校だと思います。県立学校は、市町村立学校に対するものなのかなと思ったりしますが、このあたりのお考えはどうでしょうか。

●会長

修正するとしたら、どうですか。

●事務局

県立学校の中にも、特別支援学校に児童がいます。

●委員

おそらくそのことだろうなと思いました。「児童生徒」がとなるのですが、例えばここが「公立学校」としたらおかしいでしょうか。

●事務局

県の方針なので、「県立学校」としています。

●会長

ここは、あとの方に、各市町村で、基本方針を策定されるように支援するという話につなげているのでこの書き方にしていると思います。

今の意見は、県立学校を公立学校に修正したらいいのではないかということですが、全部を置きかえてもちょっと変な感じもします。公立学校と修正したときは、小・中・高が含まれますか。

●事務局

含まれます。

●会長

それから県立学校にした場合には、高校と特別支援学校という意味合いで使われるのですよね。

●事務局

そうです。県が定めるものなので、県立学校としています。

●会長

各学校のいじめ防止の取組点検について、ちょっとした分け方をしているということだと思います。

●委員

さらっと読んで、読めなくはないですが、ちょっとこの「児童生徒」という言葉に、何かちょっとひっかかってしまうものですから。

●会長

多分、特別支援学校の児童のことだと思います。

はい、ここは、このままでいこうと思います。ほかにいかがでしょうか。

●委員

22ページの④です。「いじめを行った児童生徒への指導に当たっては必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携・・・」と書いてあります。「出席停止」については、義務教育学校であって、高校は当たらない。それから、「懲戒」は、高校のみに該当するということに混在しています。この意味の区分けについて生徒指導に携わっていない教員は、わからないと思うのです。

●会長

この意見は、現場が勘違いしないようにということですか。

●委員

義務教育学校でも「懲戒」がある、「懲戒」ができるのではないかとということです、そういうような受けとめを教員がしてはいけないのではないかと。

●会長

校種を分けて、できることとできないことを書くというよりも、ここは全体として書いておいて、運用の上で、もちろんそれは考えながら運用していただきたいの話になると思います。

●事務局

改訂が終了した後でも、それぞれの学校でいろいろ勉強していただいたり、説明したりする機会は持ちますので、その点も触れていきたいと思います。

●会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今回の改訂案は、国が去年の3月に書き加えたポイントについては、ほぼ入っていると思いますし、マニュアルとしてはいいものになっているのではないかなと思います。

それでは特に御意見がございませんでしたら、この形で、事務局のほうで整えていただきますようにということで、この案件については終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

●事務局

ありがとうございました。

●会長

ぜひ、現場に浸透するように研修等で取り上げていただければありがたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

そうしましたら、2番目の議事ですが、平成28年度の生徒指導上の諸課題の現状についてです。これは、国への報告の県版ということで、データが入ってきております。これは確定版ですか。

●事務局

はい。

●会長

皆さんのお手元にある資料は、表が出ているだけですので、少し事務局から、傾向なり、要点なりをお話しいただいた後で議論してみたいと思いますので、資料説明をお願いします。

●事務局

説明します。資料2と資料3を見ていただきたいと思いますが、まず資料2についてです。毎年、行っております文科省への調査ですが、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律を受けまして、今まで児童生徒の問題行動調査というような言い方をしておりましたが、今年度から先ほども申しました教育の機会の確保法に基づいて、不登校は問題行動ではないという考え方から、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題ということで、諸課題に関する調査というように名称が変更されており、その中で調査したものです。

まず1番目、暴力行為ですが、合計が796件です。これは前年度と比べると280件の増です。内容は、(2)を見ていただくと形態別ということで、対教師暴力、①になりますが、これは特に小学校が増加しております。それから生徒間暴力、これも特に小学校が増加しております。器物破損についても、やはり小学校が増加しているという状況です。

それから2ページ、加害児童生徒の学年別内訳が出ておりますが、これ昨年度と比べると小学校が増加しておりまして、特に低学年や中学年が増加している傾向があると言えます。このように、暴力行為が増加している理由ですが、まず一番大きなものは、後でも述べますが、いじめの正確な認知が進んで、それに伴って児童生徒の状況を細かく把握し、組織で対応することが定着してきているのではないかとということで、肯定的に捉えているということです。暴力行為に対して、学校内で教職員の認識を共通理解したこと、些細な事案も報告し合う組織となって、細かく記録をとっていること

などが、この増加につながっているのではないかということです。2年連続増加しているわけですが、特に小学校低学年、中学年の増加率が高く、低学年、中学年のいじめの認知件数も増加していますので、この数値と連動して暴力行為も増加しているのではないかということを考えています。ただ、その内容を見ると、カッとなってつい暴力行為に及ぶなど、感情のコントロールができない児童生徒が、どの学年にも増えている傾向があるということを学校現場から聞いています。

それから、特定の児童生徒が繰り返し暴力行為に及ぶケースも報告されています。小学校の低学年については、いじめの認知が進んで、休み時間のじゃれ合いなども組織的な対応が進んだことによって、日常の活動の中でのものが数字として上がってきているというように、前向きに捉えています。暴力行為の件数が増えているわけですが、そうかといってすごく学校が荒れているかという感じではないというように認識しております。細かいところまで、しっかり目を行き届かせている証であるというように考えているところです。

この暴力行為に対する今後の対応ですが、未然防止の対応としては、児童生徒の学級満足度を把握するアンケートQUというのを実施していますが、これも引き続き実施し、親和的な学級づくりを進め、児童生徒の所属感や、自己有用感を高める取組を行っていくということを考えています。

それから、教育相談体制や生徒指導体制の見直しということで、教育相談コーディネーターの指名を今年度から実施していきまして、教育相談コーディネーターの要請などにも取り組むということが今後の対応になります。

また、幼稚園や小学校、それから小学校と中学校、中学校と高校などの校種間の連携を強めていくということでもありますとか、保護者、学校、それから関係機関というところの一層の連携を図っていく必要があるのではないかと考えています。

次に3ページのいじめの発生の状況です。認知件数は1,618件です。これは前年度に比べて664件の増加でした。このうち、いじめの状況ですが、(3)にあります、全体の92%が解消しているという回答でした。

(4)のいじめの認知件数の学年別の内訳ですが、これも先ほど説明をいたしました、特に小学校の低学年、中学年の増加が顕著です。

それから、4ページのいじめの発見のきっかけですが、本人からの訴えが増加しています。これは、やはり訴えやすい状況になりつつあるというように考えています。

それから、(7)の5ページです。いじめの様態ですが、これは冷やかし、からかい、悪口、おどし文句、嫌なことを言われることだとか、軽くぶつかられる、遊ぶふりをしたたかれる、蹴られるというようなものがありました。

いじめの認知件数が増加した理由ですが、校長会等で職員研修も含めて、いじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進んできたこと、それから指導主事による学校訪問等を通じて、法や基本方針について周知を図り、各学校での組織的な対応が浸透してきたことによるものだというように考えています。

いじめの認知は、いじめの初期段階のものも含めて、積極的に認知し、その解決に向けた取組のスタートラインに立っているということですので、いじめの対応を積極的に行うためには、まずしっかりと認知することが大切だと考えています。今後も積極的に認知するよう、学校現場に働きかけていき、いじめへの対応を確実に行うようにしていきたいと思っています。

このいじめ問題に対する今後の対応ですが、いじめ防止対策推進法及び島根県いじめ防止基本方針に基づく取組としては、関係機関との連携強化ということで、いじめ問題対策連絡協議会等を開催したり、いじめ等対応アドバイザーの活用をしたりしています。今年度、中途からになります。いじめ対応のとして弁護士を活用する場合には、教育事務所ごとに1名ずつ弁護士を配置して、相談事案がある場合には相談できる体制を整えているところです。

それから、先ほども話をしておりましたアンケートQU。これも親和的な学級づくりを行うということで取組を、このいじめの対応としても活用していきたいと思っています。

それから、日常の観察、面接、アンケート等からの早期発見、対応のための対応をしていくということですか、スクールカウンセラー等の活用による教育相談体制の充実を図っていくということ。さらに、いじめの防止、未然防止や早期発見の知識、技能の向上ということで、生徒指導にかかる研修会を実施していますが、これを引き続き行っていくということです。

それから、7ページにはそれに関わる内容を記載しています。

続きまして、8ページ。小学校及び中学校における長期欠席の状況です。不登校児童生徒は、合計で781人です。前年度に比べると82人の増加でした。

それから(3)不登校の児童生徒の学年別内訳ですが、小学校2年、3年、6年。

それから中学1年、3年が増加しているという状況です。

それから(4)の前年度不登校の有無ということですが、新規に不登校となった児童生徒が多い傾向にあり、特に中学1年生は新規に不登校になるという傾向が高いです。この不登校が増えている理由ですが、不登校の要因は様々あって一概には言えないわけですが、学校における人間関係に課題があり、無気力、不安の傾向が高く、特に不安の傾向が強いという中で、いじめを除く友人関係をめぐる問題や、学業の不振等が小・中学校に共通している要因ではないかと考えております。

それから新しい環境になった際の人間関係が難しいということも、一つの要因であるというように考えています。この、小・中学校の不登校児童生徒への今後の対応ですが、資料の3も一緒に合わせて見ていただきたいと思います。

まず、スクールカウンセラー活用事業ですが、今年度については、小学校117校、中学校には96校に配置しています。今後は全ての小・中学校、高校も含めて、配置するということを目指しております。

それから、スクールソーシャルワーカーの活用事業ですが、これは全市町村に委託して、スクールソーシャルワーカーの活用を行っております。

それから、子どもと親の相談員配置事業ですが、これは小学校25校に配置しているところです。特に、規模の大きい小学校で、継続して不登校が出ているというような学校について、25校を選んで、そこでの相談員を配置するという活動をしています。

それから、教育相談コーディネーターの養成研修ですが、先ほどもお話をさせていただきましたが、この教育相談コーディネーターは、新たに指名していただくわけですが、教育相談の計画とか、スクリーニング会議、それからケース会議、それから児童生徒理解、教育支援シート等を活用した情報管理等を行うコーディネーターとしての働きを担うものです。今年度から指名をしていただいていますので、今年度は連絡協議会ということで、この教育相談コーディネーターに集まっていただいて協議会を実施しております。来年度からは養成研修を行って、教育相談の、さらに体制を再構築していくという取組をしていきたいと思っております。

それから、学習支援や社会的自立の支援ということで、教育支援センターが10市町、12施設で行われていて、これに対する交付金も支出しています。

それから、非常勤講師による支援体制の充実ということで、クラスサポートティーチャーの配置であるとか、これは中学1年生が対象で、県内で13校に配置しています。

それから、学びいきいきサポートティーチャーの配置ということで中学校30校に配置しています。

それから、先ほども申し上げた、この不登校児童生徒への対応としてもアンケートQ Uを活用していくということです。

次に、11ページ。高等学校における長期欠席者の状況ですが、不登校生徒は208人で前年に比べて8人の増でした。(3)にあります。学年別内訳を見ますと、全日制では減少していて、定時制で増加しているという状況です。

次のページ行きます。不登校の要因ですが、全日制では学校における人間関係に課題があり、無気力、不安の傾向があり、定時制では無気力、不安の傾向が見られ、その中でいじめを除く友人をめぐる問題、それから学業不振、さらに全日制では進路にかかる不安が要因というように思います。

13ページ(6)ですが、不登校生徒への指導結果ですが、これは208人の不登校のうち、約半数の105人が登校できるようになっているという状況です。

高等学校、不登校生徒への今後の対応ですが、先ほども説明させていただきましたスクールカウンセラーですが、高校は39校に、それから特別支援学校は6校に今年度配置しております。今後は、全ての学校に配置を目指していきたいと思います。

それからスクールソーシャルワーカー活用事業を行っていますが、宍道高校と浜田高校定時制に配置していますし、他の県立学校については、県から派遣をするという形で対応しています。

それから、宍道高校と浜田高校定時制・通信制、それから三刀屋高校の掛合分校に教育相談員の配置をしています。

それから、学校訪問による指導、助言ですが、各高等学校については3年間で全ての県立学校に子ども安全支援室からの指導主事が出向いて、指導、助言をするということですが、この不登校への対応なども含め、各学校で指導、助言を行うということにしています。

それから14ページをお願いします。高等学校の中途退学者の状況ですが、合計で317人です。前年度に比べると、236人の増加です。退学者数(1)のところを見ていただきますと、学校生活、学業不適應、進路変更による退学者が増加してきて、通信制のその他のところが激増していますが、これは昨年度末に、在籍はしているが科目履修届けが提出されない、または連絡がつかないなどの活動をしていない生徒を除籍

にしたものです。通信制の場合は在籍が10年間ですので、そのうち連絡がつかないとか、もう続けていけないというようなところで、除籍を行っているわけですが、除籍はすぐにするものではなく、何年か、本当は1年以上連絡がつかない場合は除籍をするわけですが、いろんな事情がありますので、数年に1度実施するということで、今回は除籍を行ったために数字が増えているという状況です。懲戒による退学者はありません。

それから、高等学校の中途退学者が増加した理由ですが、先ほど申し上げたように、増加した主な理由は通信制の活動をしていない生徒を除籍したことによる増加が最も多いものです。一方で、全日制での退学者の増加については、全日制の不登校が減っている現状ですので、この関係については分析しかねているところではあります。

今後、学校訪問を通して個別具体の事例を積み上げて、中途退学者への対応を考えていきたいと考えています。中途退学者への対応ですが、やはり中高の連携による早期の情報共有を行うことであるとか、先ほどのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用すること、さらに、教育相談員の配置によって、それを予防していくということであるとか、先ほども申し上げた内容のようなこともアンケートQ U等を活用しながら、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

中途退学した生徒については、連絡調整員活用事業を活用しています。宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点に、ひきこもりにならないように社会へのつなぎということで連絡調整員を派遣したり、生徒の社会復帰、社会とのつなぎを含め支援したりしていくということを実施しているところです。

最後に教育相談の状況です。教育相談の件数3,485件で、前年度と比べると671件の減という状況でした。以上です。

●会長

ありがとうございました。県の生徒指導関係の施策の説明も含めながら、大きくは暴力行為の、昨年度の状況。それからいじめの状況と不登校の状況というように3つに分けて報告いただきました。

少し整理して議論したいと思うのですが、まず暴力行為のところからいきます。いじめ、それから不登校というふうに3つ分けて、いきたいと思っています。

まず、最初のところ、いかがでしょうか。数字としては、めずらしいっていうか、大きな変化が出てきたような感じですか。これは報道でも取り上げられたと思いますが、

この状況について、県教委の解釈をお示しいただいたところです。

●委員

前日も言ったのですが、些細なことでも報告し合うということで、そういう要因もあって数が増えたかもしれないのですが、その中でも、特に重大な案件があるのではないかと、というようなところが、すごく気になるのです。例えば、暴力行為だったら、けが人が出たとか、特に懸念するのは、対教師暴力なのですが、教師に対して暴力を振ってそれで休むようなことにつながったとか、あるいは生徒間でも、しばらく休むようになったとか、そういうようなところを認識、把握しながら、数字を見ていかないとなかなかわからないと思います。増えたから荒れているのではないとか、あるいは減ったから落ちついてきたとかそういうことにはならないと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

●事務局

おっしゃるとおりでございます。事例についていくつかお話させていただこうと思いますが、今お話をいただきまして、対教師暴力などの事例についてですが、これは学校から聞き取りをして、集めた情報の中からですが、例えば保健室の掃除に来なかった児童に対して、養護教諭が指導していたが、周りで掃除をしていたこともあり、本人に反省を促すことが十分にできなかつたと。場を変えて指導しようと職員室に移動したが、本人はなぜ職員室に行くのかわけがわからず、不安を感じてパニックに陥り、養護教諭に対して拳で殴ったりキックをしたりしたというようなことでありますとか、6年生の男子が学級内で自分の思うようにならないと友達につかみかかろうとしたり、物を投げたりする行為があった。その行為を止めに入った教師に対して、たたく、蹴る、首を絞めるなどの暴力を行った。それから、ある教員が物に当たっていた児童を止めていたところ、そのうち教員に怒りをぶつけてしまった。児童はクールダウンがなかなかできにくく、カッとしている児童に寄り添い支援する中での事案であったというようなことが報告をされています。それが小学校の例です。

中学校では、同級生のふざけあいエスカレートして、暴力的行為になっているものを、教員が間に入ってとめたところ、教員に対して頭突き、肘打ち、足で殴る、爪を立てて出血させるというようなことがありました。それから、暴言を止めようと、体に触れた瞬間に、担任に対してキレて、殴る、蹴るで、診断書をもらうような状況になったというような状況があります。それから特別支援学級の生徒の感情が高ぶり、

担任を殴るといような、いくつか同じようなケースもあるのですが、そういうのが中学校での事例です。

●会長

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

●委員

難しい話かもしれませんが、表面的には今の説明でわかったのですが、その教師との日常の人間関係がどうであったかなというのが、つまりどの教師に対してもそういう反応があるのか、それとも先生によって違うのかっていうところが、何かわかりにくいです。

●事務局

この調査では、そこまではわかりませんが、発言していただいたとおりでして、やはりその学級での人間関係は、教師との人間関係でもありますので、そこも背景になるということが十分考えられると思います。

●委員

県教育委員会にまで報告されるような大きな事案はなかったという認識でいいですか。

●事務局

はい。

●会長

最後に、申し上げようかなと思ったのですが、私も比較的長くこの審議会に出させていただいて、このデータも以前から見てきたのですが、今、事例を紹介していただいたのでよくわかる面もあるのですが、この場に持ち出して議論すべきことが、何なのかなっていうことが一つの問題で、数字としては確かにこうでしたと。そこから、事務局でこういう話題についてこういう事例があるんだけど、これどう思うかっていうように投げかけていただくと、その議論ができるのですが、多いとか少ないとか減ったとか、中身はどうなのかっていうことを聞いても、多分それ以上のことは出てこないから、大変なのがなくたってよかったぐらいの、言い方になってしまうのです。

例えば、今、説明された話で行くと、低学年での暴力行為が増えている理由として、県では、低学年での言葉による指導が通じなくなっているっていう傾向を感じているとかと説明していただくと、そういう提起はここで議論する大きさの問題だと思うのです。そういったことを県でどういうようにつかまれて、どういうように提案されて

いるかっていうことです。これは現場に関わっている人間、やっぱりこれは低学年だけではなくて、中学生、高校生でも昔から言葉による指導がきかない事例が増えてきていて、それがかなり低年齢化してきている、低学年でもかなり、ちょっと言われるとすぐ理由がわからないと手が出てしまうというような案件として、実は低学年での暴力行為が増えてきているのではないとも言えるので、その辺が、今回、いわゆるいじめに対する認知が進んだので、その中に含まれている暴力行為も同時にずると増えたから、数字としてこうなったのだという説明でしたが、それで本当にいいのかどうかについて、どのぐらい検討されているかっていうことですよ。

これがもちろん、いわゆる低学年における、やっぱり手が出る、足が出るの案件が上がってきているのだったら、それに対する生徒指導どうするのかっていう問題として直ちにやっぱり、これがどんどん学年が上がってきていますので、問題として出ていたはずですよ。そのあたりについて私たちが議論させていただくために、どういうデータを示していただくのがいいのかなっていうことは、ちょっと気になるころでした。とても難しいということもわかるし、それから国の報告のところの数字だけで検討することが難しいということもわかるし、それに加えさらに調査かけると学校現場がさらに忙しくなるってこともわかるので、どの大ききさでやるのがいいのかわからないですが、ただこの場に持ち出される議論とあるいはデータとして、少しこういうのはどう思うかっていうように出させていただくと、もう少し具体の意見を皆さんから伺うこともできるのではないのかなって感じたものですから、そこだけ言わせていただきました。

●事務局

それについては、御指摘いただいたとおりでして、先ほどの説明にもありましたが、カッとなって、つい暴力行為に出てしまうという感情のコントロールがきかないという状況についてはどの学年にも、小学校が特にですが増えている傾向が非常に強いということで、言語活動の充実と対人関係の形成能力の育成などということで、指導してきているわけですが、なかなかその言葉で自分の気持ちを現すということは、今回の改訂の中でも触れていただいたところでも、まさにそこをどんなふうにしていくのかというところは、御議論いただくとありがたいポイントです。

●委員

数字を見るときに会長が発言されたように、量と質の両方で考えていかないとうまく

いけないのではないかという気がします。子どもたちが小学校に入学するまでの生活状況と小1との関係ってというのが、例えば、食生活と関係するのではないかということ発言している医者もたくさんおられる。そうなるますます対応が難しいわけですが、例えば保育園や幼稚園との連携を、どういうふうにそれぞれの地域でやっておられるかなというところも分かれば、何かのヒントになるかもしれないなと思いました。

●会長

ありがとうございました。今のように、ここに出していただく資料として余り事例が出回るのもどうかと思いますので、質問すればケースを出していただけるということもあろうかと思いますが、わかりにくいところは伺っていただければいいかなと思います。

●委員

今、言葉の話も出ていまして、感情のコントロールができない子が、やっぱり増えてきているという分析もあるのですが、本当にその感情のコントロールができるためには、やっぱり気持ちが言葉に出せないと、今、何に腹が立っているのかとか、何でこんな気持ちになったのかというのがわからないと、どうしても行為で表すしかなくなっているのだろうなというふうに思っています。

そんな子が増えてきているというよりも、そんな感情を出させてもらう場が今の子どもたちはとても少ないのではないかなと。出しているのだけれどもそれを言葉にして返してもらう、そんな経験も少ないのではなからうかなと思います。すぐ手が出て足が出てまた乱暴して、またそんなことしたらいけないよ。そんなところで終わっていたりすることはないかなと、そんなことを思います。その時に腹が立ったのだねとか、ああ言われたから、それでちょっと我慢できなくなったのだねっていうような形で、本当に具体的な場面で具体的にそのあたりを言いかえてもらったり、示してもらったりするというので、子どもたちは言葉を獲得していくっていうようなことをやっていけないといけないことを、みんな大人がわかっていけないといけないのだろうなと思います。

発達障がいがあるお子さんについても、ああいうタイプであるとか、ああいう傾向があるから仕方がないみたいな形にされている場合も多くて、そういうお子さんたちにもやっぱりゆっくりしっかりと気持ちを確かめながら関わっていくと、本当に言葉で

表現できるようになってくるというのを、今、教育支援センターで関わりながらまさに実感しているところですので、もう少し言葉を単に育てるということだけではなくて、具体的にどうすることがそれにつながっていくのかっていうことを、今、先生がおっしゃったように、もっと前の段階から、幼児期の段階からやっぱり育てていくってことを意識できるようになるといいなというように思います。

●会長

ありがとうございました。残念ながら、この案件はもっと増えるというふうに予測しております。言語力の問題は小学校に入ってから育つものではなくて、もう少し初期の段階の話で、今、子どもの機嫌が悪いときにスマホを与えて子どもが泣かなくなるという、そのことが進んでくるとますます、大人の気持ちとか言葉に巻き込まれて自分をなだめるということを学習してこないと、自分で自分をなだめる言葉は育たないのです。自分で自分をなだめる言葉が育たないまま来ていますから、今後ますますそれが、学校でもおそらくそのうち子どもが荒れたら、スマホを渡す時代がくると思われます。冗談はともかく、そういった、かなり言ってみれば、ここに見られる傾向が一時的ないじめの認知件数の敏感さに起因する何かっていう面ももちろんあると思いますが、同時にやっぱり根深い何か動いている可能性もあるので、その辺は注意して分析されたらいいのではないのかなということ。

ほかにいかがでしょうか。

2 ページの（5）ですが、高等学校での停学がちょっと倍半分的に見えるのですが、平成27年度が10件で、平成28年度が19件なので、これがこうパラパラとあちこちが増えて19件なのか、でも何かちょっと大きな案件があったから、19件になったという話なのか。その辺、もしデータがあれば教えてください。

●事務局

特に大きなことがあったわけではありません。

●会長

11件あったものが、より厳しくなったということですか。

●事務局

この数字見るとそんなふうにとれないこともないと思いますが、そういうことではないと思っております。

●会長

なるほど、ちょっと気になる数字です。おそらく県では様々な地域差とかも見ておられると思います。ほかに、今、いわゆる暴力行為のところでの話になっていますが、お願いいたします。

●委員

1 ページ戻って、(2)の形態別のところで、先生方と生徒間暴力、それから対人暴力で、この③はどなたに対して、例えば保護者、親といいましょうか、そういった部分になるのでしょうか。その内容がもしわかりましたら教えてください。

●会長

教師でもない、生徒でもないということですね。

●事務局

はい。これは、わかりやすいかどうかかわからないですけど、例えば、見守りをしていただいている大人に対して、集団登校中にトラブルになって、暴力的な行為に至ったという場合でここにカウントしています。それから、町で出会った方に対してとかです。

●委員

3 ページの(2)の警察に相談・通報したってところです。どういうことになるようになるのか。例えば、法によってといっても申しわけないですけど、何か基準があるのかなのか。そのとき対応した職員の、ちょっとそこの辺がよくわからないのと、(3)番目の現在の状況のその他とはどういうふうに解釈したらよかったですか。

●会長

いじめの解消。話は、いじめのほうに動いていますが、警察への通報でいえば暴力行為も当然あるとは思いますが、ここで御質問があったのは、いじめに関連してということですね。

●事務局

ここに載っているもののほぼ全てが、SNSによる画像のやりとりなどです。学校では対処ができなくて、警察で対応していただかなければならないというケースがここに出ています。

●会長

主に中学ってことですね。

●事務局

はい。それから、いじめの状況でその他とは、例えば、別のところへもう行ってしまっただけで対応できなくなったというようなものです。

●会長

現在、学校で解消しているか、解消に向けて取組中か、その他、学校ではもう手がつけられないところになっているかです、ということのようです。

それでは、いじめの方に少し行っていますので、よろしいですか。お願いいたします。

これ、解消のところ、今のはどの時点とどの時点と比較して言っていますか。解消しているっていうのは。

●事務局

いじめが発生したという認知した時点から3カ月以上経過して、解消しているという状況になっているものです。

●会長

1,618件に関する調査時点での解消を意味していますね。

●事務局

この調査は前の年のもの。一年間のうちのということです。

●会長

確認ですが、平成27年度は、4つの校種を合わせて954件であったのが、平成28年度は1,618件だったという総数はいいですね。そうしますと、5ページ見ていただくと、平成27年度954件、平成28年度は1,618件に対して、どういう対応をしましたかということで、いわゆる加害児童生徒への対応、これ複数回答なので954件だけど1,909件になっている、平成28年度で言えば1,618件だけど2,468件になっているというのは複数回答で、しかもいじめる側だから複数人いる可能性があつてということですよね。

その感じでいくと、その次のページの6ページの②、今度はいじめられた生徒、いわゆる被害生徒ということになります。ここの数字見ていただくと、いじめの件数よりも少ないのです。それがなぜかがよくわからないのですが、加害生徒に対する指導やその問題が総件数より増えることは理解できるのですが、逆はなぜ起こりますか。

●事務局

特別な対応として上げていますので、それで数が少なくなっています。

●会長

通常の指導以外の特別な対応をしているっていう件数が、これだけということですよ

ね。ちょっと一瞬あれとってしまうのですが、普通に先生方が指導されるってことはやっているのだけどってことですね。だから逆に、この数を引いた数は普通の指導だし、この数は加えてそれだけのことをしているということですよ。いじめの認知件数が増えているのだけれども、特別な対応を要するような件数はそれほど増えていないというふうに解釈をします。

だから認知件数が上がってきたから、通常の小さい様々なものに通常の指導をする件数は上がっているのだけれども、特別な指導体制組まないといけないようなものに関しては100件弱の増加であるという読み方になるということですね。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今回、とりわけSNSの話の特段に取り出しているわけではないのですが、その辺新しい傾向とか、指導が難しいケースみたいなものが事例としてありますか。

●事務局

指導が難しいケースというよりも、やはり、法律が整備をされて保護者からの訴えでありますとか子どもたちからの訴えとかいうことで、いろんな状況下でいじめを認知されて対応するわけですが、どうしても調べてもいじめが発見できないというような状況もあります。これはいじめだと言われて調査するのですが、実際にそういうものが出てこないケースもあります。

●会長

ほかに、いじめのところで皆さんお気づきのところ、7ページのところでは、対策推進法に関する県の状況も御報告いただいたところです。

●事務局

7ページの「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数というところで検討中が1となっていますが、これは今年度中に策定できるというように聞いていますので、全ての自治体でいじめ防止基本方針が策定されるという見通しです。

●会長

問題は連絡協議会とか、それから、重大事態の調査の機関をあらかじめ設置しておくかどうかということに関しては、自治体によっては異なります。設置しないところも二つあるし、それから、地方公共団体の長についても設置しないというところが一つある。これ、実際起きたらということになるのですかね。あらかじめは設置しないと。

●事務局

そうですね。調査した時点ではしないという回答でした。

●会長

わかりました。調査してないところに限って起こったりしますから、本当にこれは怖いのですが。この間の福井の案件なんかもやっぱり小さいところで起きています。

ほかに何か皆さんお気づきのところがありますか。

少し進めさせていただいて、今度は8ページからのところで、不登校の問題ですね。

8、9、10、それから11、12、13までということ。14、15もそうですね。中途退学になってきますがその辺も含めて結構ですが、13ページまでは不登校の指導ということになっております。お願いします。

●委員

8ページの一冊上に、理由別長期欠席者数がまとめてあるのですが、病気とその他に数値が隠れてしまうようなこともあって、各都道府県でその格差がかなりあります。でもなおかつ、各都道府県の不登校の率が公表されます。そうすると順位がおのずとついてしまうということで、私も昔、文科省に言ったことがあるのですが、そういう各都道府県によって格差があるのに順位つけるのはいかなものかと、意味があるのかというようなことを言ったことがあるのですが、そしたらつれなく、「調査したものは公表する必要はあるのでしている」ということと、順位はつけてないといって回答されました。

でも、順位は新聞等についてしまうわけですが、本当に今その辺はどういうようなになっているのかなということを教えてもらいたいことと、それから小学校の率と中学校の率がやっぱりずっと増え続けてきているのか、過去から今に向けて。島根県の場合は、病気とその他が大変少ない県で、そういった面では、学校現場は実態をきちんと数値にあらわした報告をしている、というように認識しているのですが、どうでしょうか。

●事務局

今、おっしゃっていただいた通りでございまして、島根県の場合は、その他にカウントすることを極力押さえて、不登校と認識して対応するという姿勢はこれまでと変わりません。ですので、言われましたとおり、率としては全国的には非常に高い状況には変わりがございません。

●会長

島根県は、上位ですよ。

●事務局

今年度は中学校と小学校合わせて、全国の平均が1,000人あたり13.5人ですが、島根県は14.7人で、全国9位です。

●会長

それでも国は、今まで問題行動の中に入れていたものを、そういう認識ではないというように捉えるようになったわけですから、そういう苦しい状況にある子どもが何%いるかっていうことについては、しっかりとした数字を出していくのが正しいと思います。

●委員

率はどうですか。

●事務局

中学校ですが、ここ二年間はずっと減少傾向です。平成28年度に少し増えたという状況になっています。小学校は徐々に増えるという状況です。

●会長

このパーセントは現在いる子どもに対するパーセントってということですか。

●事務局

その時の児童生徒数です。

●会長

1,000人当たりの例の数字ではないということですね。ほかにいかがでしょうか。

●委員

不登校のカウントですが、高等学校の場合は、学校に行って別室にいたら欠席扱いになるのですか。

●事務局

出席扱いです。

●委員

単位には加味しないということですか。

●事務局

欠課になる可能性はあります。

●委員

最近の状況はわかりませんが、かつては不登校や保健室登校もカウントしたとか、いろんな対応がとられていたのではないかと思います。

●事務局

今も、なるべく子どもたちに寄り添ってということで対応しています。

●会長

14ページ、原級留置の話が出てきますが、そことの関係みたいなことですよね。別室で学習しているものを単位とカウントするかどうかということだと思います。これは、国の調査と思うのですが、12ページのところ、不登校の要因についてここでは5つに分類してあるのですが、このところについて国は変化ありませんか。ある意味、ここに上がっているのって本人のせいみたいなところが少し感じられるのですが、もし国のほうの認識で、いわゆる問題行動の範疇からは外すっていうことであれば、こういうところの分類ももう少し違うものになってもいいのではないかと思います。そこは余り変わってないですか。

●事務局

はい。

●会長

13ページに指導の状況、指導結果が書いてありますが、平たく言えば、全体のうちの半分プラスアルファぐらいの子どもが、復帰も含めて何らかの好ましい改善が見られるようになったのだけれども、半分近い子どもはなかなか指導が難しいという状況ですよね。そのうち、中途退学や原級留置になるっていうことについて、括弧内に紹介されているのですが、卒業してしまった、あるいは中途退学になった後の進路っていうことに関しては、何か調査をお持ちですか。

●事務局

調査ではないのですが、対応としてあります。

●会長

先ほど、少しひきこもりの話もしていただいたので、その辺がどうなっているかということですか。

●事務局

連絡調整員という制度で、学校から、特に次の学校は変わるけれども、例えば転学をしますというような場合はいいのですが、どこにもつながっていないということだ

とか、中学校の場合は、卒業したのだけれどどこにもつながっていないというような場合には、学校から連絡をいただいて連絡調整員が生徒や保護者の方と接触して、様々な機関につなげたり、相談をしたりというような活動をしております。一応、一年間でその環境づくりをしてということを進めているわけですが、場合によっては何年もかかるというような状況も実際にはあります。

●会長

連絡調整員は、具体的にはどれぐらいの人数ですか。

●事務局

宍道高校に2人、浜田高定時制・通信制に2人です。

●会長

わかりました。全体数のどのぐらいをフォローできているかっていうことになると、結構厳しいかもしれません。

●事務局

この対応に対して、この生徒にはぜひ来てくださいという情報を、取ってからでないで行けなくなるわけですので、実際にやめた生徒数よりかなり絞られてはいます。

●委員

今、ひきこもり等への対応ってところですが、ひきこもり等っていうその中身は、高校で不登校になったとかありますよね。中学生の場合で来てない生徒もこの中に入ってくるのですか。

●事務局

中学生の場合は、卒業してからどこにもつながっていないも生徒が対象です。

●委員

だから、中学校に在学している生徒は対象になっていないということですね。中学を卒業して高校に行かないものや高校を中途退学したものをどうするのか。そうすると、高校を卒業した以上の子たちは対象外ということですか。

●事務局

そうですね。

●委員

それからどうなったのかは、また、別なところでですか。

●事務局

今度は福祉部分。そこ辺のつなぎをうまくやっていないといけないのが、今の課題です。

●委員

それで、県全体ではおおよそどのくらいの実数があるのですか。今のひきこもり等で4名の連絡調整員が接触しておられる、東部2人、西部2人。その方が、手分けして家庭訪問しながら対応していると思うのです。その相手とする子どもさんたちの実数ってというのは、大体どのくらいかわかりますか。

●事務局

平成28年度の連絡調整員の訪問が全部で292回、電話が420回。というようなことで、東西部で分かれているわけですが、学校との連絡調整であったり、本人との対応というようなことであったり、全て合わせると今みたいなことでございますが、特に本人、保護者へと直接対応した場合というのは延べ数でいきますと、年間227回というような状況です。

●委員

それで、私もよく知っている方が調整員をされていて、まずは、会うのが難しいというのを非常に強調しておられました。会うまでいくと、また次の展開に行くかもしれない。

それと、視点が別になるのですが、ひきこもりっていうので、私たちの今までのイメージとしては、中高生とか、今、確認させていただいたような方たちを頭に置いていたのですが、最近の全国的な調査では30代、40代、50代になってのひきこもりが増えているという実態があります。心配なのは、その年代になるとひきこもりをなかなか元に戻すというのは難しい。ということは、やっぱり高校生のあの年代ぐらいまでに何とかしないと、下手をすると一生続く可能性があるということで、ちょっと心配しているわけです。

●会長

県全体の統計は、平成26年版が出ていて、全部で1,000数名の方がいらっしゃって、年代別でいくと40代が一番多い。その次が30代、で20代というふうになってきています。

●事務局

今おっしゃっていただいたように、中高のこの入口のところでひきこもりを、何と

か解決をしないと長引いてしまうという傾向は、今言っていたような状況です。

それから、若者という場合は39歳までが対象になりますので、そんなときには子ども・若者支援センター等で支援をするということで、そこのつながりもこの連絡調整員の方にいただいているということになります。

●会長

調査としては、やっぱり健康福祉部になるのですね。

●事務局

はい。

●会長

全国的にもやっぱりその層がだんだん増えていくというところがあるので、学校卒業後のフォローをどうするのかっていうのが問題なので、そういう項目が多分国のほうでも、もうそろそろ手をつけないといけないのではないのかなと思うのです。

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、全体を通して何かありましたら。

●委員

10ページの(6)で、指導結果の状況が出ていますが、登校する又はできるようになったという、ここにカウントされる子どもたちはどういう状況なのか、少し具体的に教えていただけるといいなというのと、好ましい変化が見られるようになったという、ここも具体的にこんな感じというようなことが説明いただければお願いします。

●事務局

上のほうですね。登校できるようになったが、十分毎日通えるのはもちろんなのですが、毎日と言わなくても、今までほとんど学校に向かわなかった状態が学校に行けるようになった、または学校の別室でも活動ができるようになるというような状況です。

それから、好ましい変化というのは全く家から出られないような状況が、例えば支援センターにつながるとか、様々な居場所のところに動くことができるようになるというようなことで、登校ではないけれど動きが出てきているというような場合はこちらになります。

●会長

今回出てきていないけど、よく好ましい状況に変化したときに有効だった手だてとい

うので、学級担任の関わりだとか何だとかっていう文例が出てくる場合がありますけども、今回も多分この調査をされているのではないかと思うのですが。やっぱり、有効だった手だての中身に変化はないですか。

●事務局

そこまでの調査結果はありません。

●会長

多分、国の統計では、よく学級担任による毎日訪問したとか、電話をかけたとかなんとか、幾つか具体的な手段のうちどれが有効だったかが統計的には出てきていたような気がします。

●委員

県内にはないと思うのですが、宿泊を伴ってそういう子どもたちと一緒に生活しながら改善に向けてというような、そういった施設を利用する子どもたちはいるのでしょうか。

●会長

NPOとかですか。

●委員

沖縄とかですね、九州とかにはそういう施設があると思うのですが。

●事務局

そのような例もあります。

●会長

全国的にまたそのところは比較的大きな問題というか、いい面も悪い面も出てきていますよね。私たちがもう少し若かったころの話題にあったあのヨットスクールなども現在まだやっておられるということですよ。

●委員

まだやっていますよね。

●会長

ええ。

●委員

ニーズはあるのでしょうか。

●会長

たくさんあるらしいですよ。

●委員

そこから、校区の小・中学校に行ける子と行けない子はそこの施設で。何もなかったらそういったところも一緒に考えたりするのも、一つの手だと思います。本当に何かのきっかけになって出るようになるということもあります。選択肢の中にそういうのも入れとかないとなかなか難しいですよ。先ほど言われたように、年代がだんだん上がってくるまで、ずっと小・中学校から続いているというような感じです。

昔、会長から聞いたと思うのですが、ひきこもりの講演会を持つと、だんだんその層も年齢層も上がってきているのだというような、本当に60、70になっても子どもさんのことを、40代50代の人を気にかけていらっしゃる、本当つらいものがあるのです。そうすると、小・中学校の段階でどれだけ対応できるのかというのがすごく鍵があるなと思います。その中の一つに、県外とかそういったものも入れておく必要があるかなど。弊害のある施設もありますが。

●委員

宍道高校とか浜田高通信、あそこの生徒が体験発表しますよね、毎年。あれを聞きに行くと、何がきっかけでこの子たちは変わっていったのかなって。レジリエンスみたいなところを抽出すると後々一般的にそこまで、あの子たちとは行くまでの子、現役の普通の学校に通っている子たちのかかわり方のきっかけになるのではないか、何かつかめるのではないのかなってずっと思っていたのです。また聞きに行きたいのですが、あれって私たちは行けるのですか。どういう立場で行けばいいのか、前は学校から行かせてもらっていたのですが。生活体験発表で全国大会もあって、表彰もされます。

●会長

生徒指導に関わる話なので、もし高校でそういうことを企画されていれば、この委員に御案内いただければ、大変ありがたいかなと思います。

●委員

話がつながるのかわからないのですが、不登校の状態にある子どもたちに、どんな力をつけることを一番の目的にするのかっていうところも考えておきたいことだなと思っています。もちろん、ただ学校に出ればいいのかは誰も思っていないと思いますが、やはり学校に出ることが一番っていうふうに思っていると、学校に出てきたと

きの対応などを見ていると、本当に、「はい、これテスト、余力あったらやって」みたいなことになってしまっていたりするのですが、やはり社会的自立を目指すことが一番だろうと思っているところです。

すぐ言葉の問題にして申し訳ないのですが、やっぱり自分の思いがうまく伝えられなかったりとか、それから周りの思いをきちんと受け取れなかったりっていう子どもたちが、こういう状況になっている場合が多々あると思うのです。それから学力不振もそうなのです。やはりコミュニケーションの力を基本的にはつけておかないといけないとか、社会性という言葉で言ってもいいと思うのですが、社会性を育てておくことであるとか、学力不振があれば今の学年ではなくともう少し広い視野で、「何年生なのだけれどもちょっとこの辺からやってみないか」とか、「中学生なのだけれども、ここでつまづいているのだったらそこからちょっとやってみようや」というふうに、もうちょっと学習についても幅広い選択肢を用意してもいいんだというようなことを、先生方もですし、親さんもですし、それから関わる大人も考えていかないと、何か学校に出られるようになったら、はいそれでよしではなく、そこにある課題ってすごくたくさんあるので、それを聞き取りながら少しでも出やすい状況だとか、居やすい安心できる状況をつくっていかないと、結局は社会に出るに当たった時に、あんまり力になってないというような気がしてなりません。

●会長

ありがとうございました。その辺は、県でのいわゆる教員研修なんかの文脈で考えると、今、言われたようなことっていうのはどういうジャンルに入るのですかね。今の話をこうすごく平たく聞くと、ある種のインクルーシブな話だよねっていうふうに思います。だから、今までつまづいていて学校に出られなかった子が出てくるようになったのだ。そこには当然ながら、ほかの子ども、ずっと参加していた子どもと同じにしていくためには、合理的な配慮が必要なのだってことに、ある意味ではなります。

もちろん、特別支援教育の課題ではないと思いますが、ただ、もうちょっと言えば、インクルーシブで合理的配慮。その辺を、教員研修の中でどんなふうに伝えておられるか。不登校でたまたま出てきたその子に対する指導法みたいな、そういう狭い話じゃなくて、もう少しやっぱり、いろんなタイプの子どもがいて、いろんなつまづき方があって、その辺を配慮しながら教育で進めていくっていう全体的な何かっていうのが、やっぱり必要なのではないのかなっていうふうに思います。

●事務局

おっしゃっていただいたとおりだと思います。はじめに資料の説明をさせていただいたときにも、新しい指導要領にも不登校は問題行動ではないと。これは、やっぱり学校の中で浸透させないと、今言われたようなことがクリアできないという前提になると思います。このところは、様々な研修の場でも言うてはいるのですが、もっともっと広めていかないといけないと思いますし、学校現場で子どもたちに対応する前提としてやはり不登校に対する考え方をもう一度改め直す機会にきていると思います。

●会長

どうしても、現場の先生方が求められるのは、テクニックというか、どういう方法でやればいかなかったという方法論を求められる。もちろんそれも大事だし、やれると思うのだけれど、やっぱり根っここのところ、例えば人権教育の問題と特別支援教育の問題とこういった生徒指導上の課題っていうようなものが、本当は根っこでつながっていてというあたりのセンスから出発しないと、方法論だけ幾ら学んでもうまくいかないと思うのです。そのあたりのこと、御指摘いただいたと思います。

●委員

冒頭のお話の中で統計をとるときに、不登校は問題行動ではないという位置づけをしたということでした。私は、それは一つのすばらしい考え方だと思います。先ほどからの関連で言いますと、私が学校現場にいたときの受けとめ方、よく問題生徒とかそういう言い方を、今はしてないかもしれませんが、そういう言い方をするわけです。だけど私に言わせれば、どの生徒も何らかの問題を抱えた生徒であると思うのです。

何らかの問題を持っている生徒は全員で、あまり問題生徒という枠づけをして、それにどう対応するかっていうところに行ってしまうと、ちょっと抽象的な言い方で申しわけないですけど、うまくいかない。

やっぱり問題を抱えた生徒についてどう対応をしていくかという、そういう視点を持ちながら子どもたちに接していくという態度、それがさっき言われたように人権の視点ということとも、非常に深く関わるものだと思います。

●会長

ありがとうございました。そういったあたりを、何か研修のコマばかり増やしても仕方がないので、もうちょっと根本のところをしっかりと理解いただけるといいかなというふうに思った次第です。

ほかにはいかがでしょうか。少し全体的なお話しに今なっています。県教委の中にこういう教育統計を専門にやられる方とか部署とかはあるのですか、ないのですか。

●事務局

全体の統計はありますが、こういう教育統計の部署についてはありません。

●会長

これは大変なことなのです。私も大学で教育担当の理事をしてきましたけど、最初に教育情報を分析する部署をつくりました。人も採りました。そうしないと、教育情報というのは、数だけ通り過ぎていって、それで何が起きているのかを、ずっと経年的に眺めてチェックしたり問題を上げていったりする部署がぜひ必要で、国は国の必要があってこの統計を上げているのですが、そうした中で県がこれをどう活かされるかっていうことについて、やっぱり考えられるなら考えたがほうがいいのかなど。数字だけでは何もわからんという面もありますが、やっぱり経年的にずっとそれを見ながら、ある傾向を指摘したり分析したりするような部署があってもいいのではないのかなというように思ったりもします。なかなか難しいと思いますが、一定の専門性が要求されるジャンルじゃないかなと思います。

だから今回のこれについても、例えば、表の形で出すのか、幾つかのクロスグラフで出すのか、そういう出し方一つとってもすごく難しいです。そのことを、もうちょっとグラフで出したらって言おうかなと思っていましたが、今日言わなかった理由は、やっぱり担当される方がグラフって言われた瞬間すごい仕事の量が増えて、これで一週間多分9時まで帰れないのだろうなとかと思うと、なかなかそのことを言えないなというふうに思ったのです。それが、そういった部署や専門にやられる方がおられれば、その辺はもう少しスマートなデータ提供もできるのではないのかなと思います。勝手な印象を申し上げて、済みません。

一応、お預かりした案件は以上でございまして、皆さんから特段、何か生徒指導上の御意見なり何かなければ今年度はこれで終わりということですが何か御発言ありませんでしょうか。それでは、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

●事務局

委員の皆さま、大変貴重な意見をいただきましてありがとうございました。

私から事務連絡として2点ばかりお願いがあります。今日の資料1の改訂内容につい

ではおおむね了承いただきましたので、今後事務局にて修正を行い、成案に仕上げていきたいと思っております。

それから2つ目は、前回同様に発言録を作成しますので、内容等の確認について御協力いただきたいと思います。私からは、以上でございます。それでは、閉会に当たりますして教育監から、挨拶を行います。

●教育監

そうしますと、会長様を初め委員の皆様方、大変ありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたけれども、本日が3回目、本年度最後の会でございます。それから、先ほど、会長様からの御発言にもありましたように、任期を終了される委員もおられるというふうに伺っております。重ねて、御礼申し上げます。なお、引き続きの委員、委嘱の声がけがあった場合には快くお引き受けいただきますように、事務局にかわって、発言させていただきたいと思っております。

振り返りますと、平成24年まで教育委員会事務局には、生徒指導推進室というものがございまして、25年度から子ども安全支援室に名前を変えております。子どもを支援、支えるのが教育委員会の担当部署の役割だというような認識も、当然あるわけですが、一方で教育委員会事務局といたしましては、成長の様々な過程において子どもとのかかわりを考える必要があるのですが、芽が大きくなってからよりも、芽が出る、何と申しますか、成長のその初期の段階に対する働きかけも必要ではないかということで、現在就学前の幼児教育、そのあたりにスポットライトを当てるとというような方向で、具体的に何ができるかというようなところを検討しているところでございます。

そういった視点からも、また今後皆様方から、大所高所から御意見を頂戴できたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

一年間大変ありがとうございました。そして、本日の議題の1つ目でございます、県のいじめ防止基本方針の修正案が完成に近づきましたことを、改めて御礼申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

●事務局

以上をもちまして、平成29年度第3回島根県生徒指導審議会を閉会いたします。